

次世代育成支援対策推進法・
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

十和田地域広域事務組合特定事業主行動計画

令和8年度～令和12年度

この行動計画は、平成 28 年度から継続して実施してきましたが、令和 4 年度に策定した十和田地域広域事務組合特定事業主行動計画（以下「前計画」という。）が令和 8 年 3 月末で満了することから、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代育成法」という。）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、十和田地域広域事務組合特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）として新たに策定するものです。

1. 計画期間

国の行動計画策定指針において、計画期間は、概ね 2 年から 5 年程度とされていることから、本計画では、目標の達成状況を中長期的に検証しつつ、着実に取り組みを進めるため、5 年間を計画期間とします。

2. 対象職員

本計画は、事務局、消防本部、教育委員会に所属する全職員を対象とします。

3. 前計画における目標の達成状況

全体評価

男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇取得率（80%以上）、男性職員の育児休業の取得率（10%以上）、時間外勤務時間の縮減（月 11 時間以下）については、職場の支援、業務の調整などの理解が進み、目標数値は概ね達成されました。

一方、年次有給休暇の取得（15 日）については、目標数値が達成されませんでした。今後も仕事と私生活の調和実現に向けて年次有給休暇が有効に活用されるよう、計画的な取得を促進します。

数値目標及び達成状況一覧

目標	項目	目標値	最新値	達成状況
(1)	①男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率	80%以上	100.0% (R 6 年度)	達成
	②男性職員の育児休業の取得率	10%以上	66.7% (R 6 年度)	達成
(2)	時間外勤務時間の縮減	月 11 時間以下	8.8 時間 (R 6 年度)	達成
(3)	年次有給休暇の取得	15 日	11.77 日 (R 6 年度)	未達成

4. 本計画の取組

前計画の達成状況及び事業主行動計画策定指針を踏まえ、目標及び取組を次のとおりとします。

目標(1) 制度が利用可能な男性職員の育児参加の促進

- ① 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率 80%以上を継続する。
- ② 男性職員の育児休業の取得率 10%以上を継続する。

<取組内容>

ア 資料による啓発

育児休業、配偶者出産休暇、育児参加休暇等の資料により啓発し、男性職員についても休暇等の各種制度の活用について周知を図る。

イ 職場の意識改革の推進

職員や職員の配偶者が出産予定の場合、速やかに所属長に申し出るよう周知を図ることで業務に支障がないよう調整を図る。また、職場全体で休暇を取得しやすい雰囲気を作るよう努める。

目標(2) 時間外勤務時間の縮減

【数値目標】 月 11 時間以下

<取組内容>

ア 日常的な事務処理又は業務等について見直しを実施し、効率的な処理に努める。

イ 毎週水曜日をノー残業デーとし、定時退庁を促進する。

目標(3) 年次有給休暇の取得

【数値目標】 15 日

<取組内容>

年次有給休暇取得の推進

ア 職員の年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的な年次有給休暇の取得を促進する。

イ 同僚職員の休暇取得にも配慮し、お互いに休暇を取得しやすい職場環境を作る。

ウ 休日等と年次有給休暇を組み合わせた連続休暇の取得を促進する。

エ 子どもの看護を行うための特別休暇の取得を促進する。

その他の取組内容

① 女性職員の派遣の働きかけ

本組合は、構成市町村からの派遣職員が大半を占めていることから、構成市町村に対し女性職員の派遣を働きかけていく。

② ハラスメント等の防止対策

ハラスメント等に対する理解を深め、職員一人ひとりが職務遂行上の能力を十分に発揮できるよう、良好な職場環境の確保に努める。

③ 積極的な情報発信

次世代育成法及び女性活躍推進法に基づく公表をはじめ、取組や目標の達成状況など情報発信に努める。